

株式会社ビーバースに対する個人情報の保護に関する法律に 基づく行政上の対応について

令和7年1月29日

個人情報保護委員会は、株式会社ビーバース（本店所在地：東京都渋谷区）に対し、令和7年1月29日に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第148条第1項に基づき勧告等を行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局
監視・監督室
電話：03-6457-9680（代）

株式会社ビーバーズに対する個人情報の保護に関する法律に基づく 行政上の対応について

令和7年1月29日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）は、令和7年1月29日、株式会社ビーバーズ¹（以下「ビーバーズ」という。）における個人情報等の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第148条第1項の規定による勧告等を行うことを決定した。

1 事案の概要

当委員会は、建設業界の職業紹介や転職支援等を業とするビーバーズにおける個人情報等の取扱いについて調査を実施したところ、ビーバーズによる個人情報の取得状況について、以下のような事実があることが判明した。

- (1) ビーバーズは、遅くとも令和5年4月頃より、
 - ① 建設現場に掲示されている法定標識や公共工事の入札・落札情報検索サイト等の公開情報から、建設会社等の従業者である者の個人情報を入手し、
 - ② ①で入手した情報を基に、当該建設会社等に架電し、架空の事業者名を名乗った上で、「貴社の××工事の現場監督である〇〇さんから弊社に電話で問合せをいただき、折り返しの電話が欲しいとのことだった」、「貴社の工事現場の近くで別の工事をすることとなったので、貴社の現場監督である〇〇さんに連絡したいことがある」等の虚偽の事実を伝え、当該建設会社等の電話応答者を誘導し、当該現場監督者等の携帯電話番号を取得するという方法（以下「本件取得」という。）により、1万人以上の個人情報（氏名及び携帯電話番号）を取得していた。
- (2) ビーバーズは、このような手段により取得した個人情報をデータベース化し、本来の業務である職業紹介や転職支援に利用するなどしていた。

2 個人情報保護法上の問題点—同法第20条第1項（適正な取得）について

- (1) 個人情報保護法第20条第1項において、「個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。」と規定されている。

ここで、「偽りその他不正の手段」とは、不適法な又は適正性を欠く方法（偽りによる方法を含む。）をいう。

¹ 本店所在地：東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー15階、法人番号：9010001207997

- (2) ビーバーズは、前記1のとおり、架空の事業者名を名乗った上で、虚偽の事実を伝え、当該建設会社等の電話応答者を誘導し、当該現場監督者等の携帯電話番号を取得している。
- (3) したがって、ビーバーズによる本件取得は、「偽りその他不正の手段」による個人情報の取得に該当し、個人情報保護法第20条第1項の規定に違反する。

3 当委員会の対応

(1) 事案の悪質性について

本件は、ビーバーズが認めている限りにおいても、約1年9か月という長期にわたり、架空の事業者名を名乗った上、あたかも現場監督者等の氏名や電話番号を知る必要があるかのように虚偽の利用目的を告げて架電先建設会社等を騙し、これにより1万人を超える現場監督者等の個人情報を不適正に取得して、データベース化し、自らの事業に利用して利益を得ていた事案である。

本人にとっては、自己の個人情報が、違法な手段により、あずかり知らない他者に渡り、利用目的を知らされないままに利用される事態であり、実際に、ビーバーズから突然連絡を受け、自己が求めている転職情報を伝えられて転職を勧められるなどしており、本人の権利利益に対する侵害が発生している。

(2) 個人情報保護法第148条第1項の規定による勧告

ア 個人情報保護法第148条第1項は、同法第20条等の規定に違反した場合において、「個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。」と規定している。

ここで、「個人の権利利益を保護するため必要があると認めるとき」とは、個人情報取扱事業者による義務違反の状態を放置しておくことが個人の権利利益を侵害するおそれが高く、当委員会として、個人情報取扱事業者等に義務を履行させることが必要であると判断した場合をいう。

イ 本件取得は、ビーバーズにおいて、事業部責任者の指示の下、組織的に行われていたものである。

また、ビーバーズは、令和6年2月、当委員会が初めて聴取を行った際には、本件取得は行っていない旨の虚偽を述べた上、その後も本件取得を継続した。くわえて、当委員会が同年12月に実施した報告等の求め（個人情報保護法第146条第1項）に対しても、当初は、過小報告を行ったものである²。

これらの状況及び調査結果等によれば、ビーバーズにおいて、現在も本件取得が行

² その後、当委員会からの指摘を受け、報告期限内に修正報告を行った。

われている可能性があり、また、これまでに本件取得により得た個人情報についても消去せずに保管・利用している可能性がある。

ビーバーズによるこのような状態を放置しておくことは、個人の権利利益を侵害するおそれが高く、当委員会として、個人の権利利益を保護するため、ビーバーズに対し、当該違反行為の中止を勧告し、違反を是正する必要がある。そこで、必要な措置として、個人情報保護法第 20 条第 1 項の規定に違反して取得した個人情報を全て消去、同種違反行為の再発防止策を策定し、これを実施するように勧告する。

(3) 個人情報保護法第 146 条第 1 項の規定による報告等の求め

前記 3(2)のとおり勧告した事項について、改善状況を確認する必要があるため、個人情報保護法第 146 条第 1 項の規定により、当該事業部において同勧告以降に取得した個人情報の具体的な取得の状況、同法第 20 条第 1 項の規定違反により取得した個人情報の利用及び消去の状況、再発防止策の策定及び実施状況について、関係資料を添付の上、令和 7 年 2 月 28 日までに報告するよう求める。

以 上